

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 13 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 3）

新型コロナウイルス感染症への対応に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、問い合わせがあったことについて、下記のとおりとします。
については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

記

Q 1 令和 2 年 3 月 10 日に「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて」が発出されたところであるが、転入してきた被保険者が、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者資格の取得から 15 日目以降に要介護認定又は要支援認定の申請があった場合、どのように運用すべきか。

A 1 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由により、被保険者資格の取得から 15 日目以降に要介護認定又は要支援認定の申請があった場合は、当該申請が 14 日以内にあったものとみなして取り扱って差し支えない。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
担当者：佐々木、小林
T E L 03-5253-1111（内線 3945）
F A X 03-3595-4010
電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp